

監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査並びに同条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年3月29日

山形市監査委員 玉田 芳和
同 村山 秀幸
同 菊地 健太郎
同 武田 聡

記

1 定例監査

- (1) 監査の対象部課等 商工観光部 山形ブランド推進課、東京事務所
消防本部 総務課、通信指令課、西消防署
- (2) 監査の期間 令和4年2月2日から令和4年3月25日まで
- (3) 監査の範囲 令和2年度の事務事業の執行状況
- (4) 監査の結果

部課等名	監査の結果
商工観光部 山形ブランド推進課	指摘する事項はなかった。
商工観光部 東京事務所	指摘する事項はなかった。
消防本部 総務課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 備品の管理において、現物が確認できないものがあった。 ・ 図書「日本の消防」 2 出張について、復命書による復命がされていないものがあった。 3 山形県消防長会の経理事務において、事業に要した経費の残額について戻し入れを行わなかったため、決算書が正しく表記されていないものがあった。
消防本部 通信指令課	指摘する事項はなかった。
消防本部 西消防署	指摘する事項はなかった。

(5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監 査 の 着 眼 点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

(7) 監 査 の 方 法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

2 財政援助団体等監査

(1) 監査の対象団体等

監査対象団体	所管部課等	監査対象とした項目及び金額
山形鋳物工業団地協同組合	商工観光部 山形ブランド推進課	山形市産業歴史資料館指定管理料 5,571,652円

(2) 監 査 の 期 間 令和4年2月2日から令和4年3月25日まで

(3) 監 査 の 範 囲

令和2年度の財政援助等に係る団体の出納その他の事務事業の執行状況及び所管部課等の事務の執行状況

(4) 監 査 の 結 果

団体及び所管部課等名	監査の結果
山形鋳物工業団地協同組合 商工観光部 山形ブランド推進課	指摘する事項はなかった。

(5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監 査 の 着 眼 点

ア 団体（公の施設の指定管理者）に関する監査

当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

イ 所管部課等に対する監査

監査対象団体に係る財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

(7) 監 査 の 方 法

監査の対象団体及び所管部課から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。